

労働者派遣法に基づく情報公開

新光電機株式会社

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主は、労働者や派遣先企業に対し、「派遣労働者の数」「派遣先数」「労働者派遣に関する料金額と派遣労働者の賃金額の差額の派遣料金に占める割合（いわゆるマージン率）」「教育訓練に関する事項」等の情報提供が義務化されたことにより、弊社では、下記のとおり事業年度毎に決算終了後速やかに平均マージン率を公開いたします。

記

当社派遣事業の概況（対象期間 2024.4.1 から 2025.3.31）

派遣スタッフの数：17 人

派遣スタッフの就業先：6 事業所

派遣スタッフの平均売上金額(1 日あたり)：28,809 円<平均売上額>

派遣スタッフの平均賃金(1 日あたり)：23,598 円<平均賃金>

平均マージン率：18.1 %

労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等：締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲：派遣先で派遣業務に従事する従業員

当該労使協定の有効期間の終期：令和 8 年 3 月 31 日

教育訓練について

職場での安全や情報セキュリティ、コンプライアンスに関する教育と受講者の理解度チェック、OA操作・ビジネス電子メール操作

福利厚生について

派遣スタッフ全員に対し、次の福利厚生を提供しています。

- ・社会保険完備(健康保険は大阪府電設工業健康保険組合)、健康診断、有給休暇
- インフルエンザ予防接種補助

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先

新光電機株式会社 企画総務部（[TEL:06-4960-3601](tel:06-4960-3601)）

以 上